

福島県知事 佐藤 雄平様

県民健康管理調査に関する要請書

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
国際環境 NGO FoE Japan（地球の友ジャパン）

福島県の県民健康調査に関し、以下の点を要請いたします。

要請事項と要請理由

1. ホールボディカウンターや尿検査について、県民全員が受検できるようにし、低線量被ばくによる影響を個別に把握し、被ばくを避けるための予防措置をとることができるようにしてください

県民健康調査の本格調査では、尿検査は実施せず、ホールボディカウンターもサンプル調査しか実施されません。先行して行った検査は、検出限界値が高く、実態を把握するには不十分なものでした。

私ども市民団体が行った尿検査では、尿中にセシウムをもつ子どもたちが比較的広い範囲で存在することが明らかになっています。また、検査を継続的に行い、生活習慣と比較することにより、被ばくを避けるために必要な措置を知ることができますが、今のところ、食習慣が影響することを示唆する結果が得られています。南相馬市では、市民に対するきめ細かなホールボディカウンター検査により、少数ながら高い値を持つ人の把握や、再度の検査による被ばく低減の確認が行われています。このような検査が、全県的に求められています。

2. 被ばくによる影響を、小児の甲状腺がんに限定せず、起こりうるあらゆる疾患について対処できるよう、検査項目や健康検診の項目を見直してください

県民健康管理調査は、「チェルノブイリ原発事故で唯一明らかにされたのは、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんの増加のみであり、その他の疾病の増加については認められていません。」（「健康診断の目的」他の項）とあるように、被ばくの影響を小児の甲状腺がんに限定し、特別な健康検診は子どもの「甲状腺検査」のみとなっています。他は一般的な健康検診だけであり、心電図の項目はなく、白血球分画も対象は県民の一部に限られています。

しかし、チェルノブイリ原発事故では、膀胱癌や心臓病、免疫力低下による諸症状など、甲状腺がん以外の疾患も多数報告されています。調査や健康検診は、あらゆる疾患に対応できるようにすべきです。

3. 健康管理手帳を交付するなどし、どこでも、無償で医療が受けられるようにしてください

被ばくにより、がん及び、がん以外のさまざまな疾病が起こり得るとの前提に立った調査、検診、医療を行う必要があります。どこでも、無償で、あらゆる疾患に対して、適切な医療が受けられるよう、住民に健康管理手帳を交付し、医療を保証し、被ばくの追跡管理ができるよう促す必要があります。

4. 被ばく線量の評価には、事故直後の放射能雲（プルーム）の影響やホコリの吸引、食物からの取り込みなど内部被ばくによる影響を含めてください

問診票に基づく線量評価は、空間線量に基づく外部被ばくに限られ、事故直後の放射能雲（プルーム）の影響やほこりの吸引、食物からの取り込みなど、内部被ばく分は含まれていません。線量評価にはそういったものも含めるべきです。

5. 県民健康管理調査の目的について、県民の「不安解消」ではなく、被ばくの低減と健康被害の最小化のためとすること、低線量被ばくによる影響を重視し、影響があることを前提にした調査にしてください

県民健康管理調査は、目的に「放射線の影響による（県民の）不安の解消」をあげているように、はじめから福島原発事故による影響が少ないことを前提にし、「事故による放射線の影響については、現時点での予想される外部及び内部被ばく線量を考慮すると極めて少ないと考えられます。」（「健康診断の目的」他の項）としていますが、はじめから放射線影響が少ないことを前提とした調査では、低線量被ばくの影響を正確に把握できない恐れがあります。低線量被ばくの影響については、広島・長崎やチェルノブイリの知見を含め、これを重視する知見も多く、ICRP やそれを取り入れた日本の法令も、低線量であっても線量に応じたリスクがあることを前提にしています。予防原則の立場から影響があるとの前提に立つべきです。

6. 山下俊一氏をはじめ、低線量被ばくの影響を軽視する委員を県民健康管理調査に関わる委員から解任し、低線量被ばくの影響を重視する専門家と交代させてください

低線量被ばくの影響はなく、影響は甲状腺がんのみという考え方は、健康管理検討委員会の座長であり、県の健康リスク管理アドバイザーでもある山下俊一氏の影響が大きいと思われます。山下氏は100 ミリシーベルト以下では健康影響はないと断言するなど、低線量被ばくの影響を過小にみる立場にあります。このような人に県民の健康管理を担わせることはできません。

現在県民健康調査は、問診票の回収が進んでいない（1月末で21%）ことが問題になっています。その背景には、調査の目的ややり方、山下氏など実施主体への不信、一方的に調査対象とされることへの不満があると思われます。調査の主体は、低線量被ばくの影響を重視する専門家が当たるべきです。

7. 県民健康管理調査の調査項目、調査手法の詳細を公開し、第三者のチェックを受け、また県民健康調査以外の調査についても積極的に受け入れてください

県民健康管理調査の調査項目、調査手法について、第三者のチェックを経る必要があります。また、この調査以外の調査も積極的に受け入れるべきです。県民健康管理調査以外の調査に対して調査費をつけないとする文科省の通知もあり、この調査以外の調査が行われないことになれば、県民の健康状態の把握すらほとんどできないというおそれがあります。

8. 福島県下での患者調査を継続して実施してください

全国で実施する昨年の患者調査から福島県を除外するとのことですが、患者調査は県民の健康管理のための基礎資料として極めて重要です。県民の健康を第一に考え患者調査を継続すべきです。

連絡先／福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
東京都新宿区神楽坂 2-19-405 03-5225-7213／阪上 090-8116-7155